

# 平成28年第10回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成28年10月26日(水) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員 17名

1番 坂下 正幸	8番 田中 喜義	15番 森山 博
2番 石倉 稔	9番 新澤 晟	16番 新谷 義治
3番 谷内 吉夫	10番 岩坂 一明	17番 田上 正男
4番 山本 秀夫	11番 山崎 覺治	
5番 森谷 正美	12番 坂本 昭信	
6番 安 津久人	13番 東 克芳	
7番 向面 正一	14番 大宮 正	

### (2) 欠席委員

なし

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

- (1) 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第29号 農業経営基盤強化法第18条の規定による決定について

## 7 報告事項

- (1) 報告第27号 農地法制限除外に係る届出について
- (2) 報告第28号 農地法の適用を受けない土地の証明願について

## 8 議事

開会 10:00 閉会 10:33

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、17名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第10回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。  (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号9番 新澤 晟 委員 及び 議席番号11番 山崎 覺治 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第27号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	はい。ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。議案第27号の農地法第3条の規定による所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。申請番号1番です。土地の所在は、門前町浦上〇〇の田79㎡、同じく〇〇の田46㎡、門前町浦上〇〇の畑272㎡、同じく〇〇の田198㎡、同じく〇〇の田171㎡、門前町浦上〇〇の田639㎡、同じく〇〇の田222㎡、同じく〇〇の田873㎡、門前町浦上〇〇の田2,045㎡で譲受人は野々市市の〇〇さん、譲渡人は門前町浦上の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は4,670㎡で耕作者数は3名です。なお、農

	<p>地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上合計9筆4,545㎡で内訳は田が4,273㎡、畑が272㎡です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号13番 東 克芳委員よりご意見をお願いいたします。</p>
東 委員	<p>はい、13番東です。この土地については私の近所になります。良く知っている土地であり譲渡人の〇〇さんも知っております。本人にお会いしまして理由を聞いて参りました。今年相続人である長男が病気で亡くなってしまい相続する人がいなくなってしまう、嫁いでいる娘さんである野々市市に住んでいる譲渡人に生前贈与したいという事でした。この農地であります〇〇の2筆は本人も場所がわからないという状況だそうですが、後の〇〇の3筆は既に植林がされておりました。〇〇の畑については譲渡人が耕作しておりました。〇〇については地元の農事法人が生産しております。ですから今回の許可申請に関しましては何ら問題ないと確認してきました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第27号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第27号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【議案第28号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>

事務局

はい。ご説明いたします。議案書 5 ページをご覧ください。議案第 28 号の農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は 1 件です。

申請番号 1 番です。譲受人は全て河井町の〇〇です。土地の所在と譲受人について、熊野町〇〇の田 276 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 1,277 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 135 m<sup>2</sup>については三井町仁行の〇〇さんです。熊野町〇〇の田 431 m<sup>2</sup>については三井町仁行の〇〇さんです。市ノ瀬町〇〇の田 16 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 16 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 52 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 181 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 95 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 42 m<sup>2</sup>については市ノ瀬町の〇〇です。市ノ瀬町〇〇の田 225 m<sup>2</sup>については東京都の〇〇さんです。市ノ瀬町〇〇の田 49 m<sup>2</sup>については鳳珠郡穴水町の〇〇さんです。市ノ瀬町〇〇の田 85 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 153 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 3.30 m<sup>2</sup>についてはかほく市の〇〇さんです。三井町仁行〇〇の畑 23 m<sup>2</sup>、三井町本江〇〇の田 195 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 195 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 132 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 204 m<sup>2</sup>については三井町仁行の〇〇さんです。三井町本江〇〇番の田 62 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 155 m<sup>2</sup>については三井町本江の〇〇さんです。三井町本江〇〇の田 125 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 261 m<sup>2</sup>については大野町の〇〇さんです。転用目的は建設残土処理場用地です。申請地については、農地の広がり が 10ha 未満であることから第 2 種農地と考えており、また隣接する土地と一体として同一事業の目的に供するために行うものとして妥当と考えております。また、今回こちらの場所を選定した理由として建設残土が発生したした場合輪島市内には堆積する場所がないため現在市外の処分場へ搬送しています。今回の申請地については、輪島市内から十数キロの距離にあり運搬費用の削減ができること、また周囲に人家がなく生活面への影響がないこととなっており申請地の山林と共に広域農道で発生した土を盛土する事から今回の場所となっております。今回の場所については地図にもあるとおり広域農道の洲衛から仁行への続きの輪島側に位置し、三井町仁行・熊野町・市ノ瀬町にまたがる場所となっております。広域農道の件もありまして一部盛土されている箇所もございますが、脇の山林と併せて林地開発の許可も下りておりますので、今回農地部について農地転用の申請に至ったものです。以上です。

議長

それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 9 番 新澤 晟委員

	よりご意見をお願いいたします。
森谷委員	はい、新澤です。先般 24 日の日に現地を確認してきました。現状は原野ですので周囲に与える影響はありませんし、雨水の対応として沈砂地も設置するという事で何ら影響を与える事はないと考えております。よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質問なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 28 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 28 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【議案第 29 号】の農地利用集積計画について議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
事 務 局	はい。ご説明いたします。議案書 9 ページをご覧ください。利用権設定各筆明細です。今月は 1 件です。 申請番号 1 番です。利用権の設定をうける者は河井町の〇〇さんです。利用権を設定するもの及び土地の所在地等についてですが、中段町の〇〇さんについては、中段町〇〇の田 376 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 181 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 178 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 195 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 283 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 791 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 231 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 102 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 125 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 399 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 152 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 327 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 399 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 145 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 201 m <sup>2</sup> については新規で契約期間が平成 28 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日までの 7 年間で賃借料は 10 a あたり 2,000 円です。

中段町の〇〇さんについては、中段町〇〇の田 255 ㎡については新規で契約期間が平成 28 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日までの 7 年間で賃借料は 10 a あたり 2,000 円です。

中段町の〇〇さんについては、中段町〇〇の田 138 ㎡については新規で契約期間が平成 28 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日までの 7 年間で賃借料は 10 a あたり 2,000 円です。

中段町の〇〇さんについては、中段町〇〇の田 137 ㎡、同じく〇〇の田 621 ㎡、同じく〇〇の田 310 ㎡、同じく〇〇の田 135 ㎡、同じく〇〇の田 29 ㎡については新規で契約期間が平成 28 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日までの 7 年間で賃借料は 10 a あたり 2,000 円です。

金沢市の〇〇さんについては、中段町〇〇の田 968 ㎡、同じく〇〇の田 290 ㎡、同じく〇〇の田 674 ㎡、山本町〇〇の田 682 ㎡、同じく〇〇の田 343 ㎡、同じく〇〇の田 132 ㎡、同じく〇〇の田 29 ㎡については新規で契約期間が平成 28 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日までの 7 年間で賃借料は 10 a あたり 2,000 円です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。

安委員 〇〇さんというのは〇〇さんかね。利用目的はなんなんかね。

事務局 〇〇の〇〇さんです。事務所の脇で自前のハウスでメロンを栽培しており、今回規模を大きくして本格的にやりたいと言う事で土地を求められたものです。その際には坂下委員さんにもご協力いただきまして今回の土地が見つかり申請に至ったものです。

坂下委員 一つ付け加えますが、場所は山本の橋から少し下がったところで〇〇さんの前で結構大きな土地です。今回の土地も大きな土地だと思っているんですが、その脇に同じくらい大きな放棄地があります。澤野さんにあれもやればどうやと言ったんですがばっかいいきんと言われています。ですが話は進めたいと思いますのでその時はよろしくお願いします。

議長 ほかにございませんか。質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。

【議案第 29 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ご

	<p>ございませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第29号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第27号】の農地法の制限除外の届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。議案書12ページをお開きください。報告第27号農地法施行規則該当転用届です。今月は6件です。 1番です。土地の所在は上山町〇〇の畑570㎡のうち9㎡で申請人は愛知県名古屋市のKDDI株式会社で利用状況は携帯電話基地局です。 2番です。土地の所在は〇〇の畑433㎡のうち9㎡で申請人は愛知県名古屋市のKDDI株式会社で利用状況は携帯電話基地局です。 3番です。土地の所在は三井町仁行〇〇の田225㎡のうち9㎡で申請人は愛知県名古屋市のKDDI株式会社で利用状況は携帯電話基地局です。 4番です。土地の所在は下山町〇〇の畑152㎡で申請人は下山町の〇〇さんで利用状況は農業用施設用地です。 5番です。土地の所在は滝又町〇〇の畑304㎡のうち9㎡で申請人は愛知県名古屋市のKDDI株式会社で利用状況は携帯電話基地局です。 6番です。土地の所在は町野町寺山〇〇の田814㎡のうち9㎡で申請人は愛知県名古屋市のKDDI株式会社で利用状況は携帯電話基地局です。 以上6筆197㎡で内訳は田が18㎡、畑が179㎡です。以上です。</p>
議長	<p>それでは申請番号1番および4番について地区担当委員議席番号3番谷内芳夫委員よりご意見をお願いいたします。</p>
谷内委員	<p>はい、谷内です。1番につきましては、地図にあるとおり県道五十洲亀部田線のほんの脇にあります。見て分かるとおりこの土地は既に道の拡張によって狭まっております。そこの携帯電話の基地局を作るとしても周りに農地もなく何ら問題はありません。 次に4番についてですが、現地を確認したところ先々代が45～6年前に家を建築した際に同時に建てたという事で申請した方も詳しい日はわか</p>

	<p>らないという事でしたが隣は家と農道であり周囲には差し支えないと考えております。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。それでは申請番号2番について地区担当委員議席番号10番 岩坂 一明委員よりご意見をお願いいたします。</p>
岩坂委員	<p>はい、岩坂です。現地を確認してきました。近所の方に確認したところ大丈夫との事でした。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。それでは申請番号3番について地区担当委員議席番号9番 新澤 晟委員よりご意見をお願いいたします。</p>
新澤委員	<p>はい、新澤です。前もあつたんですが、NTT が横にありまして、その横に KDDI が地域の方からの要望で携帯の基地局を作るという事です。周囲に与える影響はありません。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。それでは申請番号5番について地区担当委員議席番号1番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。</p>
坂下委員	<p>はい、1番坂下です。先日見てきました。滝又の県道脇で滝又小学校の20m手前の場所で道路から畑になっており、道路から2m50ほど高くなっている所に建てる予定です。畑についても皆さん作っておりますし、携帯の基地局を建設しても畑には影響ありません。以上です。</p>
議 長	<p>それでは申請番号6番については私から報告いたします。 先般22日の日に現地確認してきました。寺山の集落に行きましたらちょうど耕作者の〇〇さんに出会ったので立ち会いの下で調査いたしました。周辺には何ら影響ありませんし、耕作の障害になるものはありませんでした。集落の中では一番高いようなところで建てるそうでございます。以上です。 それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質問なし)</p>



議 長	<p>質疑がないようですので【報告第27号】を終わります。 次に【報告第28号】の農地法の適用を受けない土地の証明願を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい、ご説明いたします。議案書 20 ページをお開きください。報告第28号非農地証明願承認についてです。今月は1件です。 1番です。土地の所在は横地町〇〇の田 782 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 4.44 m<sup>2</sup>で申請人は杉平町の〇〇さんで利用状況は倉庫及び資材置場です。 合計2筆 786.44 m<sup>2</sup>で内訳は田が 786.44 m<sup>2</sup>です。こちらについては、昭和54年6月に石川県指令農政収第814号において倉庫用地として、また昭和54年10月に石川県指令農政収第1382号で資材置場用地として許可されておりますが合筆時の関係から今回非農地証明願が出ているものでございます。以上です。</p>
議 長	<p>それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号6番 安 津久人委員よりご意見をお願いいたします。</p>
安 委 員	<p>はい、6番安です。先日24日、森谷職務代理、石倉委員、谷内委員、事務局、坂下行政書士と現地を確認してきました。この箇所は次のページにありますとおり県道七尾輪島線沿いの姫田橋のたもとにございます。備考にも書いてありますとおり、昭和54年6月と10月に農地法第5条の許可がおりており既に倉庫1棟が建築されております。今回の申請はこの中に1筆だけ未登記の箇所があり、農業委員に再確認してほしいとのものであり現地確認して参りました。完全に非農地であり証明を行っても差し支えないものと考えておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので【報告第28号】を終わります。 以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」について森山委員より報告願</p>

	います。
森山委員	(森山委員より「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」の報告)
議長	それでは第10回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。

平成28年10月26日

以上、議事の大要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 坂 出 和 彦

輪島市農業委員会会長

\_\_\_\_\_

署 名 委 員 9 番

\_\_\_\_\_

署 名 委 員 1 1 番

\_\_\_\_\_